

令和4年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

外務省 第1次回答

管理番号

93

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

11_その他

提案事項(事項名)

国立印刷局で集中的に作成された旅券の交付を国から申請者への郵送で行うこと

提案団体

福島県、栃木県、群馬県、岐阜県

制度の所管・関係府省

外務省

求める措置の具体的な内容

国立印刷局で集中作成された旅券の交付について、国立印刷局若しくは外務省から直接申請者に郵送するよう、地方公共団体の意見を踏まえながら検討すること。

具体的な支障事例

【現行制度について】

旅券法では、旅券発給業務は都道府県知事への法定受託事務とされ、発給申請の受付から審査、作成、旅券の交付まで都道府県が実施しており、現在は申請・交付とともに窓口に出頭しなければならない。

今後、令和4年度末に旅券発給について電子申請が導入され、令和6年度からは次世代旅券・集中作成方式が本格的に導入され、これにより身分証を含む旅券の作成業務は国内2か所の国立印刷局に集約される予定。

【支障事例・制度改正の必要性】

毎月の対象者リスト抽出、ハガキ・電話による督促、領事システムでの失効処理等の未交付失効に係る業務が生じており、事務負担が大きくなっている。(当県の場合、令和3年度の未交付失効件数が14件、督促件数がハガキ187件・電話57件の計244件。)

電子申請により申請時の出頭は不要となるが、交付時は窓口への出頭が必要となることに変わりはない。

国立印刷局において集中作成をすることで、申請から交付までの標準処理期間が6日から8日程度に延長されることを見込んでいる(国立印刷局から都道府県への発送に概ね1日、届いた旅券の突合・仕分・確認作業に概ね1日、計2日程度)が、これは各都道府県がこれまで取り組んできた交付日数の短縮化に逆行し、行政サービスが低下することになり、申請者に不利益が生じる。

旅券発給業務の集約化により利便性が大きく損なわれることのないよう、申請者の視点で業務を見直す必要がある。

制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

申請者が交付窓口に出頭することなく、自宅又は最寄りの郵便局で受け取れるようになることで、利便性が向上する。

国立印刷局若しくは外務省から直接申請者に郵送することにより、現行の国立印刷局から都道府県への発送作業、届いた旅券の突合・仕分・確認作業が省略され、2日程度、また、交付窓口での準備作業等が省略され概ね1日短縮でき、合計して、予定されている集中作成後のスキームより3日程度早く交付できると見込まれるため、利便性が向上する。

都道府県窓口での未交付失効に係る業務が合理化され、都道府県窓口の事務負担が軽減される。

根拠法令等

旅券法第3条、第8条第1項

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

埼玉県、神奈川県、岡山県、山口県、長崎県、熊本市、宮崎県、沖縄県

- 毎月の対象者リスト抽出、ハガキ・電話による督促、領事システムでの失効処理等の未交付失効に係る業務が生じており、事務負担が大きくなっている。電子申請により申請時の出頭は不要となるが、交付時は窓口への出頭が必要となることには変わりはない。国立印刷局において集中作成をすることで、申請から交付までの標準処理期間が2日程度延長される可能性があり、行政サービスが低下し、申請者に不利益が生じる恐れがある。集中作成方式の導入により利便性が大きく損なわれることのないよう、申請者の視点で業務を見直す必要がある。
- 当県においても、提案団体と同様の支障が毎年のように生じているため、国立印刷局で集中作成された旅券の交付は、国立印刷局若しくは外務省から直接申請者に郵送するなど、現行制度を見直してほしい。【参考】令和3年度未交付失効件数9件、督促ハガキ送付数 60 件
- 当県において、現状の対面交付を維持したまま、旅券の集中作成が導入されると、国(印刷局)から都道府県に配達するまでに1日、都道府県での仕分・検査・市町村への発送で1日、市町村での検査に1日要し、計3日は標準処理期間を延ばす必要があると想定される。電子申請を導入しても、受取時の出頭が必須であると申請者の利便性向上が限定的なものになるうえ、交付までの期間が長くなることは申請者からの理解は得られにくい。集中作成方式の導入により、申請から交付までの期間を延ばさざるを得ないとしても、個別配達交付による利便性向上を図られたい。

各府省からの第1次回答

旅券の個別配達については、令和4年6月7日閣議決定の「規制改革実施計画」及び「デジタル社会の実現に向けた重点計画」にあるとおり、令和6年度の次世代旅券・集中作成方式の導入を踏まえ、申請者の利便性向上等を図るため、安全かつ確実な旅券の交付を可能とするシステム構築や制度設計を前提とした導入を検討しているところである。右検討にあたっては、都道府県の意見を踏まえることとする。

令和4年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

外務省 第1次回答

管理番号

94

提案区分

A 権限移譲

提案分野

11_その他

提案事項(事項名)

旅券発給業務の効率化に向けた国と都道府県が行う事務の見直し

提案団体

福島県、群馬県、岐阜県

制度の所管・関係府省

外務省

求める措置の具体的な内容

今後、旅券の電子申請が幅広く一般的な申請方法として定着することを見据え、審査事務を始めとする旅券業務を外務省が一括して行うことについて、都道府県の意見を踏まえながら検討すること。

具体的な支障事例

【現行制度について】

旅券法では、旅券発給業務は都道府県知事への法定受託事務とされ、発給申請の受付から審査、作成、旅券の交付まで都道府県が実施している。

今後、令和4年度末に旅券発給について電子申請が導入され、令和6年度からは次世代旅券・集中作成方式が本格的に導入される予定。

【支障事例・制度改正の必要性】

令和4年度以降の電子申請については、①申請者がオンラインで申請情報を入力、②申請情報が外務省サーバーに送信、③外務省サーバーから都道府県に申請情報が送信、④都道府県において審査後、外務省に審査完了を報告という流れになっており、審査、申請者へのエラー通知や追加書類の提出などは都道府県が実施することになっている。

また、電子申請にはマイナポータルを利用することとなるため、これまで都道府県により対応に差異があった「居所申請」(住民票以外の居所における申請)については電子申請非対応となってしまう。

電子申請の導入に当たり、都道府県においては、紙申請及び電子申請の両者を受理する必要が生じることから、事務処理が煩雑になる。

【支障の解決策】

旅券業務は、本来国固有の事務である。電子申請導入を機に、外務省が審査センターを設置して一括審査するなど、国が統一的な基準で事務処理を行うことが望ましい。

制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

統一的な審査基準により国で一括した審査が行われることで、外務省サーバー・都道府県間での申請情報の送受信がなくなるほか、外務省から直接申請者に補正依頼を行うことができる等のメリットが見込まれ、今後の電子申請のスキームと比較して2日程度交付日数が短縮され、旅券発給業務が効率化される。

居所申請が電子申請可能となることで、申請者にとっては現在必要とされている追加書類等の提出が不要となるとともに、自分の希望する受取場所を選択できるようになり、利便性が向上する。

根拠法令等

旅券法第21条の2、旅券法第21条の3、旅券法施行令第4条

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

ひたちなか市、岡山県、山口県、熊本市、沖縄県

○現在使用されている紙の申請書においても、OCR申請書とダウンロード申請書との2種類があり、それぞれの様式によって審査する点が異なる。これに更に電子申請が導入されるため、事務の煩雑化が想定され、全国で統一的な審査とすることは今後の旅券業務において必要であると考える。また作成日数においては、現行の日数でも窓口においては、「なぜそんなに時間がかかるのか？」「もっと早く作成することができるだろう！」との意見もたびたびあるため、国での集中作成方式の導入により、現行以上の日数に遅れが出ない、申請者への不利益とならない方策が必要と思われる。

各府省からの第1次回答

昭和26年の旅券法成立以降、旅券事務の多くが都道府県知事に機関委任されてきたが、平成11年以降の地方分権推進においてその事務の多くは法定受託事務に位置づけられ、さらに平成16年の旅券法改正により事務処理特例制度に基づき都道府県から市町村への旅券事務の再委託を可能とするなど、地方分権及び住民サービス拡充を進めてきた経緯がある。これにより国内旅券事務所は都道府県及び市町村と併せて1238か所に及ぶ規模となっている。

本年4月に公布された改正旅券法に基づき令和4年度から電子申請を導入するが、電子申請ができない申請者に配慮し、紙申請は引き続き維持される予定であり、また、電子申請の場合であっても旅券を確実に本人に手交するため申請者に対する旅券の交付は旅券事務所にて対面で行うこととなっている。この点、紙申請は令和6年度の次世代旅券・集中作成方式の導入後も維持される予定であること、また、次世代旅券・集中作成方式の導入を踏まえ、安全かつ確実な旅券の交付を可能とするシステム構築や制度設計を前提として配達交付の導入を検討しているが、電子申請の場合であっても、相当数の申請者が引き続き申請手続や交付を対面で行うことが想定される。

令和3年12月21日閣議決定の「令和3年の地方からの提案等に関する対応方針」においては、一般旅券の発給申請等について、令和4年度から電子申請を可能とするにあたり、可能な限りの事務の執行に支障を来さないよう、地方公共団体の意見を踏まえつつシステムの構築に努めることとしている。

これらを踏まえれば、外務省における旅券の一括審査に移行することは現実的ではなく、申請者の利便性や行政効率の観点から、電子申請導入後も旅券事務は引き続き地方自治体で実施することが適当である。

同時に外務省としては関係省庁と連携し、都道府県の意見を踏まえつつ、電子申請の普及・拡大、旅券事務のデジタル化及び業務改革を一層進めることにより、申請者の利便性向上を図るとともに都道府県や市区町村が実施する旅券事務の効率化を図り、もって我が国旅券の国際的な信頼性維持に努めていく。

令和4年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

外務省 第1次回答

管理番号

131

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

05_教育・文化

提案事項(事項名)

日本語教育推進に関する地方公共団体の基本的な方針の廃止

提案団体

広島県、宮城県、全国知事会、中国地方知事会

制度の所管・関係府省

外務省、文部科学省

求める措置の具体的な内容

日本語教育推進に関する地方公共団体の基本的な方針の策定を法律で求めないこと、また県が方針を定めることで市町が方針を定める必要がなくなることを求める

具体的な支障事例

地域の実情に応じた日本語教育を推進することが地方公共団体の責務であり(日本語教育推進法)、敢えて基本方針の策定について規定する必要はない。(当県では、日本語教育を推進するための「地域日本語教育の総合的な体制づくりに向けた当県アクションプラン」を策定済である。)
また、当県アクションプランは市町の役割分担や取組状況を記載していることから、市町ごとの基本方針策定の必要はない。
このほか、国の基本方針の見直し(概ね5年ごと)に応じた地方公共団体の基本方針見直しが必要となるが、そもそも、地方公共団体は国の政策やそれぞれの地域の実情に応じてより柔軟に見直しを行うべきである。(当県アクションプランは概ね3年で見直し)

制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

地方自治体の業務効率化

根拠法令等

日本語教育の推進に関する法律(令和元年法律第48号)

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

仙台市、豊橋市、岡山県、宮崎県

○日本語教育について、何らかの方針を定めることは必要であると考える。日本語教育に関する個別の方針の策定でなくとも、上位計画での位置付けも可とすることが望ましいと考える。

○当県は日本語教育推進法に基づく基本方針について、既に策定済であるが、市町村については、総務省通知の「地域における多文化共生推進プラン」も未策定や市町村の総合計画に位置付けているのみの自治体もある中で、日本語教育推進だけを取り出した形となる基本的な方針の策定を求めるのは困難である。

各府省からの第1次回答

日本語教育の推進に関する地方公共団体の基本的な方針については、令和元年に制定された「日本語教育の推進に関する法律」において、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体における日本語教育の推進に関する施策を総合的かつ効果的に推進することを目的として、努力義務とされたものである。

同法はいわゆる議員立法により制定されたものであり、政府の判断で一方的に当該努力義務を廃止等することは困難であると認識している。

(参考)日本語教育の推進に関する法律(令和元年法律第四十八号)

(地方公共団体の基本的な方針)

第十一条 地方公共団体は、基本方針を参酌し、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体における日本語教育の推進に関する施策を総合的かつ効果的に推進するための基本的な方針を定めるよう努めるものとする。他方で、本方針の策定は、地方公共団体に対する努力義務として位置づけられており、地方公共団体の判断で策定されることが望まれるものであるが、他の計画と一体化する等の対応は否定されておらず、各都道府県、市区町村において、地域における多文化共生推進プランや地方公共団体の総合計画等、関連する計画や方針と一緒にとして日本語教育の推進に関する基本的な方針を定めることで当該努力義務を果たすことも考えられる。こうした旨を地方公共団体向けの会議等において、丁寧に周知してまいりたい。